

国民年金

学生のための「学生納付特例制度」

●申し込み・問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112
熊本西年金事務所 ☎096(355)3261

20歳以上60歳未満の人は、20歳学生であっても国民年金に加入し、納付しなければなりません。

一般的に所得の少ない学生の人には、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度の承認を受けると、事故や病気で障害が残ったときも、障害年金を申請することができます。

平成30年度の申請は4月から

●対象者 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校^{※1}に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下^{※2}の人。

●必要書類

①学生証(コピー可、有効期間が表記されているもの)
または在学証明書(原本)

②印鑑(認印可。本人の場合不要)

※1学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程
※2所得目安 11.8万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除など

前年度から引き続き申請する人

平成29年度に学生納付の特例を受けた方で、今年度も引き続き在学する予定の人には、日本年金機構から、「学生納付特例申請書(はがき)」が3月末頃に送付されます。

はがきに、必要事項を記入し、返送すると「平成30年4月〜平成31年3月」の申請ができます。

申請時の注意

- ・申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼることができません。ただし、申請が遅れると万が一のときに障害年金が受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
- ・学生納付特例期間は、老齢基礎年金を受ける必要期間に含まれますが、年金額の計算には入りません。
- ・学生納付特例期間から10年以上であれば、保険料を納めることができます(追納)。ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乘せされますので、注意してください。



募集 大津町非常勤職員・臨時職員募集

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

非常勤職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
給食調理員	学校給食センター	月～金のうち週4日	8:30～16:45	調理師または実務経験2年以上	有	有	任用期間2年以内 月額126,400円
給食調理補助員(A)	学校給食センター	月～金のうち週4日 (学校開校時のみ)	8:30～16:30	—	有※	有	任用期間2年以内 月額5,900円
給食調理補助員(B)	学校給食センター	月～金 (学校開校時のみ)	8:30～12:30	—	無	有	任用期間2年以内 月額3,380円
障害認定調査員	福祉課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	保健師または看護師	有	有	任用期間2年以内 月額5,730円
特別支援補助員	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00のうち5時間30分	—	有※	有	任用期間2年以内 月額5,200円

※社会保険の有無について、相談可。

臨時職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
保育士	大津保育園または分園	月～金	8:00～18:00のうち7時間30分	保育士	有	有	任用期間6カ月以内(更新有) 月額9,380円

○募集期限 4月13日(金)まで ○受付時間 午前8時30分～午後5時(土、日、祝日を除く)
○申込方法 履歴書と各種資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。
○任用開始 5月1日(火)以降 ○その他 申込者については面接を実施する予定です。募集の詳細などは変更になる場合があります。

地震復興

熊本地震復興シンポジウム 記念講演

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎096(293)3111



宮城県東松島市前市長 阿部 秀保さん

平 成28年熊本地震の甚大な被害を忘れずに後世に語り継ぎ、今後のまちづくりの糧にすることを目的に町では毎年、地震発生日(4月14日、16日基準)にシンポジウムを開催しています。町内外問わず、ぜひ、ご参加ください。

●日時 4月14日(土)
午後1時～午後4時

●場所 町生涯学習センター
文化ホール

●内容

- ・事例講演
「住民の絆で築いた奇跡の避難所」
西原村議会議員 堀田直孝さん
- ・記念講演
「あの日を忘れずともに未来へ」
東松島一心
(東日本大震災の対応と復興まちづくりについて)」
宮城県東松島市 前市長 阿部秀保さん

新支援

半壊世帯の住宅補修にかかる利子助成をはじめます

●申し込み・問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

平 成28年熊本地震の被災により住家に半壊の被害を受けた世帯で、金融機関から融資を受けて住宅を補修した世帯に対し、借入額の利子の一部を助成します。

●助成対象

居住者用り災証明書のり災区分が半壊で、平成28年4月15日から平成31年3月31日までの間に、被災した住宅を補修するために金融機関から融資を受け、利子が発生する世帯。

※被災者生活再建支援金の受給世帯、応急仮設・みなし仮設住宅へ入居した世帯、町税に滞納がある世帯は、対象外。

●助成の種類

①60歳以上の高齢者向け住宅再建融資(リバースモーゲージ型融資)を受けた場合
融資限度額(850万円)までの融資に対する利子の20年分を一括で助成

②通常のローン(住宅補修のための融資に限る)を受けた場合
借入額または融資限度額(850万円)いずれか低い額の利子相当額を一括で助成

●助成利率(①、②共通)

実際の貸付利率または住宅金融機構「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利のいずれか低い利率。

●必要書類(①、②共通)

り災証明書の写し、住宅補修の領収書、ローン契約書、ローン返済予定表、工事請負契約書、印鑑、申請者名義の通帳、申請者の納税証明書
※申請者以外がローン契約者である場合、関係証明書(戸籍など)が必要

●申請期間
4月16日(月)～平成32年2月28日(金)

相談

障害者相談をより便利に 新たに知的障害者相談を実施

●申し込み・問い合わせ 役場福祉課 障害福祉係 ☎096(293)3510

身 体障害者相談は、毎月、町老人福祉センターで実施されています。障害のある人や家族などのいろいろな相談を受けることができるように、5月7日(月)の相談日から「知的障害者相談」も同時に開催します。障害に関する悩みや相談、障害福祉サービスや各種制度のことなど何でも構いません。予約も不要ですので、気軽にご相談ください。

●日時 毎月第1月曜日
午後1時～午後4時

※日程や相談員は変更する場合があります。当月の広報おおづ「まちの相談」をご確認ください。

●場所 町老人福祉センター

●予約 不要(直接お越しください)

●身体障害者相談員
宮崎 恭一さん
釜田 悦子さん

●知的障害者相談員
北村 豊子さん

